

札幌市こどもの劇場、札幌市こども人形劇場における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月1日改訂

1 ガイドラインの目的

新型コロナウイルス感染症拡大の予防と施設の開館の両立を図るにあたり、施設利用者と施設職員の安全を確保する観点から基本的な考えを示すものです。

本ガイドラインは、地域の感染状況に変化があった場合には、適宜、見直しを行います。

※ 公演にあたっては、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」をよく読んで、感染防止を徹底してください。

※ 地域の感染状況を踏まえ、施設管理者、公演主催者、施設利用者は、協力・連携しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する措置を講じてください。

2 札幌市こどもの劇場・札幌市こども人形劇場の感染防止策

(1) 施設を利用する者すべてが取り組むべき対策（共通事項）

ア 有症状者の入場制限

発熱（平熱よりも0.5度以上高い熱）や咳等の感染が疑われる症状を有する者は施設利用・入場を控える。

イ 施設利用者の把握

施設利用者の氏名、緊急連絡先を把握する。また、感染者が発生した場合など、施設利用者の情報を保健所等の公的機関に提供する旨周知を行う。

ウ 密集の回避

対面を避け、対人距離（最低1m、可能であれば2m）を十分に確保する。密集場所、密接場面を回避する措置を徹底する。

エ 換気の実施

定期的に室内の空気の入替えを行う。

オ 手洗いや手指消毒等の実施

施設入場時には手指消毒を徹底する（流水での手洗いが可能な場合は手洗いを実施。）

カ マスクの着用

施設内では原則マスクを着用する（着用が困難な乳幼児を除く）。ただし、周囲の人と十分な距離が取れる場所等ではマスクを外す等、熱中症その他健康上のリスクを考慮し、適宜休憩する。

キ 大声での会話の抑制、咳エチケットの実施

ク 北海道コロナ通知システム、接触確認アプリの活用

(2) 施設側が取り組む対策

ア 職員の健康管理

- ・職員は、マスクを着用し、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

イ 感染リスクの評価

- ・接触感染、飛沫感染について、施設利用者の動線や接触、地域の感染状況等を考慮した感染リスクの評価を行い、効果的な感染症対策を講じる。

ウ 施設の運営管理

- ・館内出入口への手指消毒剤の設置
- ・館内換気の実施
- ・接触感染の対策（高頻度接触部位の消毒、金銭授受時のトレー使用の徹底、物販の商品陳列の工夫等）
- ・飛沫感染の対策（受付等のアクリル板設置、ソーシャルディスタンスの確保、対面を避けるレイアウトの工夫、トイレのペーパータオルの設置、ゴミ箱の撤去（ペーパータオル用、自動販売機飲料用を除く）等）
- ・感染予防周知に関する掲示物の掲示、館内放送

エ その他

- ・感染が疑われる者の対応準備（対応手順の確認、隔離部屋・対応資材の確保）

(3) 公演主催者（出演者、スタッフを含む）が取り組む対策

ア 出演者、スタッフ等の健康管理

- ・出演者、スタッフ等は、マスクを着用し、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

イ 感染リスクの評価

- ・公演の企画に当たっては、接触感染、飛沫感染について、出演者、スタッフ、来場者の動線や接触、地域の感染状況等を考慮した感染リスクの評価を行う。

ウ 事前の対策

- ・公演内容等及びリスク評価を踏まえた、効果的な感染症対策を検討、導入する。
- ・密な空間防止のため、仕込み、リハーサル、撤去等、余裕を持ったスケジュールを設定する。
- ・実施する感染症対策等を事前に来場者等に周知する（有症状者等の来場制限、マスク着用、来場者の把握協力等を含む）。
- ・来場者に対し、出演者へのプレゼントや差入れを自粛する旨の周知をする。

エ 公演当日の対策

- ・来場者名簿、出演者・スタッフ名簿を作成するなど、施設利用者を把握する（感染者が発生した場合など、同名簿の情報を保健所等の公的機関に提供する旨あらかじめ周知し、理解を得ておく）。
- ・来場者、出演者・スタッフ用の手指消毒剤の設置及び徹底
- ・原則マスク着用（マスクを持参していない来場者がいた場合は、主催者側でマスクを配布する等の対応を行う。）
- ・接触感染の対策（金銭授受時のトレー使用の徹底、物販の商品陳列の工夫、出演者と来場者の接触回避の徹底等）
- ・飛沫感染の対策（ソーシャルディスタンスの確保、密集場所・密接場面を回避する措置の徹底（座席の配置の他、会場入口やトイレ等への密集は生じやすい場所での動線の整理、声掛けするスタッフの配置、余裕を持った入退場時間の設定等））
- ・出演者はマウスシールド、フェイスシールドを着用の上、客席最前列から水平距離を2 m以上設ける（マウスシールド、フェイスシールドの着用が困難な場合は、客席からの水平距離を4 m以上設ける）。

オ その他

- ・給湯室での賄い調理による食事提供の禁止。
- ・楽屋の利用は、貸室利用者が取り組む対策・貸室利用の収容率に準じる。
- ・機材や道具等の取り扱い者を選定し、不特定多数の共有を制限する。
- ・通用口等からの出入禁止（物品の搬出入は施設管理者の指示に従う）。

(4) 貸室利用者が取り組む対策

ア 利用者の健康管理

- ・利用者は、マスクを着用し、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

イ 貸室利用当日の対策

- ・利用者氏名及び利用代表者の連絡先を記載した名簿を施設管理者へ提出する。
（感染者が発生した場合など、同名簿の情報を保健所等の公的機関に提供する旨あらかじめ周知し、理解を得ておく）。
- ・貸室内の換気の実施（窓、ドア等を定期的に開放するなど、積極的に空気の入換えを行う。）
- ・接触感染の対策（機材や道具の不特定多数の共用を避ける等）
- ・飛沫感染の対策（対面を避け、ソーシャルディスタンスの確保、密集場所・密接場面を回避する措置の徹底等）

ウ その他

- ・通用口等からの出入禁止（物品の搬出入は施設管理者の指示に従う）。
- ・貸室内で食事をする場合は、以下の点を留意するとともに、収容率は「大声での歓声・声援等がないことを前提とする利用」として取り扱わず、P.6に示す貸室ごとの利用定員を上限とする。
 - 対面を避け、横並びで座る
 - 食事中の会話を自粛する
 - 食事前には流水による手洗い又は手指消毒を行う
 - 大皿料理や食器・カトラリー類の共用は行わない
 - 弁当容器等、唾液等がついた可能性があるゴミは、ビニール袋に密封して持ち帰る

3 施設の収容率について

(1) ホールの利用時の収容率について

札幌市こどもの劇場及び札幌市こども人形劇場は、乳幼児を含む子ども向けの演目を多く上演する劇場であり、より高い安全性が求められる施設である。

また、以下2点の理由を踏まえ、2劇場においては、原則、観客収容率を50%*とする。*異なるグループ間は十分な間隔を開け、席を配置すること（1グループは5人以内）。

- 演目中の子どもの歓声が想定されること。
- 低年齢の子どもはマスク着用による息苦しさ等を訴えることや自らマスクを外すことが難しく、熱中症その他の健康上リスクが指摘されており、マスクの着用の徹底が困難であること。

ただし、大声での歓声・声援等がないことを前提とする公演等において、以下の条件を全て満たす場合、観客収容率を100%以内とすることができるものとする。

- 消毒の徹底
- マスク着用率100%の担保
- 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底
- 来場者及びその連絡先の確実な把握
- 大声を出さないことの担保
- 密集の回避（密集回避措置や十分な換気、休憩時間中及び公演等前後の飲食*での感染防止）*短時間マスクを外し、水分補給を行う程度は飲食に含めない。
- 出演者・来場者の接触・飛沫感染リスクの排除
- 催物前後の行動管理（交通機関、公演後の打ち上げ等における三密の抑止）

(2) 貸室の利用時の収容率について

大声での歓声・声援等がないことを前提とする利用において、以下の条件を全て満たす場合、貸室ごとの利用人数の制限を撤廃する。（楽屋の利用は貸室利用の考え方に準じる。）

- 消毒の徹底
- マスク着用率 100%の担保
- 有症状者の利用を確実に防止する措置の徹底
- 利用者及び代表者の連絡先の確実な把握
- 大声を出さないことの担保
- 密集の回避（密集回避措置や十分な換気、利用中の飲食[※]での感染防止）

※ 貸室内で食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とする利用」として取り扱わない。ただし、短時間マスクを外し、水分補給を行う程度は飲食に含めない。

- 利用者同士の接触・飛沫感染リスクの排除
- 利用前後の行動管理(交通機関、利用後の打ち上げ等における三密の抑止)

上記の条件を全て満たすことが困難な場合は、以下の利用定員を上限とする。

<こどもの劇場やまびこ座>

貸室名	面積	利用定員 [※]
研修室	79.69 m ²	24 人
美術工作室	89.96 m ²	27 人
会議室	39.84 m ²	12 人
楽屋	39 m ²	12 人

<こども人形こぐま座>

室名	面積	利用定員 [※]
楽屋用スペース	13.9 m ²	4 人

※ 利用者一人当たり、2畳程度（1.8m×1.8m）で換算